

三労発基1019第4号  
令和5年10月19日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第121号）【別添1】が、令和5年9月29日に公布され、別添2の施行通達に基づき、令和7年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。